

○カンファレンスへの参加職種等について

病院用

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの。

（参考）退院時共同指導料2の注3

入院中の保健医療機関の保険医又は看護師等以外に、下記のうちいずれか3者以上の出席が必要

- ・在宅担当医療機関の保険医若しくは看護師等
- ・保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- ・保険薬局の保険薬剤師
- ・訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士
- ・介護支援専門員
- ・相談支援専門員

老健用

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）第8条第6項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第2条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。

（参考）基準第2条に掲げる従業者

- ・医師
- ・薬剤師
- ・看護師若しくは准看護師又は介護職員
- ・支援相談員
- ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- ・栄養士
- ・介護支援専門員
- ・調理員、事務員その他の従業者

○利用者又は家族に提供した文書の写しについて

利用者又は家族に提供した文書とは、病院の医師や看護師等と共同で退院後の在宅療養について指導を行い情報提供した文書。

病院又はケアマネジャーが作成した文書のいずれか。